別記様式第2号（第6条関係）

明治百年記念村行分収造林契約書

郡　　　町

市　　　村

**第1条**　土地所有者　　県　　　　　　　　大字　　　番地　何　　　　　　某

（以下「甲」という）と造林者椎葉村（以下「乙」という）は、明治百年記念村行分収造林規則（　　　年規則第　号）に基づき、収益の分収を目的として造林するためこの契約を締結する。

**第2条**　甲は、その所有する次の土地について乙のために造林を目的とする地上権を設定する。

郡　　　町

市　　　村

宮崎県　　　　　　　　大字　　　字　　　番地　　　外　筆

土地台帳面積　　　　別紙明細書のとおり

実測面積　　　　別紙実測図のとおり

**第3条**　前条の地上権の存続期間は　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　年間とする。ただし、この契約が中途において全部又は一部の造林地（前条の土地をいう。以下同じ。）について解除された場合にはこれに伴って造林地の地上権も消滅し、またこの契約の目的達成上特に必要のある場合、当事者が協議のうえ、地上権の全部又は一部についてその期間を延長することができる。

**第4条**　前条により地上権が消滅した場合、乙はその土地を原状に復することなく甲に返還するものとする。

**第5条**　第3条の期間内にこの契約に基づいて植栽された樹木（以下「造林木」という。）の主伐を行った場合においては、造林木の搬出が完了し、あるいは造林木の買受人が買い受けた造林木に関する権利を放棄したときに地上権は消滅するものとし、その後はこの契約の目的達成上支障のない限り甲がその土地にいかなる権利を行使しても乙は異議を申し立てない。なお、地上権の抹消登記は造林地の全部について地上権が消滅したときに行うものとする。

**第6条**　乙は、造林地に対しおおむね次の基準に従って植栽を行い、植栽した樹木を保育し、かつ、これらに伴う管理事務を行う。

⑴　樹種別植栽比率　　　　　　　　　　　　　割　　　　割

⑵　1ヘクタール当たり植栽本数　　　　　　本　　　　本

⑶　年度別植栽面積　　　　　　　　　　　　　年度　　　ヘクタール

年度　　　ヘクタール

年度　　　ヘクタール

⑷　補植　　　　　　　　　　　植栽の翌年次　　　　　　　回⑸　下刈　　　　　　　　　　　植栽年次以後毎年1回ずつ　回

⑹　除伐及びつる切り　　　　　　7から12年次までの間に　　　　回

⑺　枝打

**第7条**　造林地の施業方法並びに有害鳥獣及び病害虫の駆除及び予防の方法については乙がこれを決定するが、甲は随時これについて意見を申し入れることができる。この場合、乙は申し入れの趣旨を尊重して参酌するものとする。

**第8条**　この契約の履行に要する費用は、別条に定めるもののほか、次の区分により当時者が負担する。

甲1　造林地に対する公租公課

乙1　植栽及び保育を行うに要する費用

〃2　有害鳥獣及び病害虫の予防及び駆除に要する費用

〃3　境界標識及び防火線の設定に要する費用

〃4　植栽後　年次までの全造林に対する火災保険料

**第9条**　造林事業に対する補助金、奨励金等は乙が自己の名義により申請して受領するものとする。

乙は、毎年　　月　　日までに過去1か年の業務報告書と収支明細書を甲に送付する。

2　甲は、随時乙に通知のうえ造林地に立ち入ってその成績を調査し、また、乙に対し事業関係書類及び帳簿の閲覧を求めることができる。

**第10条**　甲は、次の管理業務について乙に協力する。

⑴　火災予防及び消火

⑵　盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防及び排除

⑶　有害鳥獣及び病害虫の予防及び排除

⑷　境界標その他標識の保全

⑸　労務の調達

**第11条**　造林地の地上権及び造林木に関し、第三者から受ける賠償金、補償金その他これに類するものの請求は乙が行い、その請求に要した費用を控除して第18条の収益分収の割合により当事者が分収する。

**第12条**　森林火災保険については、植栽後　年次まで全部の造林木について乙が自己の名義で国営保険へ加入契約を行うものとし、　年次以降の加入については別途協議して定める。

**第13条**　火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により再造林について当事者間で協議を行う。

2　再造林を行う場合は、それに要する費用負担は第8条の区分による。ただし、当事者が火災保険金を受け取った場合は、その額の限度内において甲、乙それぞれの受取保険金額の比率で改植費を分担する。

なお、甲が火災保険金を受け取った場合に再造林を行わなくなったときは、甲は自己の共有持分のために乙が負担した保険料相当額を乙に支払うものとする。

**第14条**　造林地の保有のため除去した樹木については、乙は、あらかじめ甲の同意を得て無償で譲渡することができる。

2　また、前項の樹木を乙が有償で譲渡したときは、その代金について第18条の収益分収の割合により当事者が分収する。

**第15条**　甲は、あらかじめ乙の同意を得て造林木の育成に支障のない限り造林地において次に掲げる産物を採取することができる。

⑴　落葉、落枝及び下草

⑵　木の実及びきのこ類

⑶　手入れのため伐採した枝条

2　前項の産物を甲において採取しない場合は、乙が自由に処分することができる。

**第16条**　公用若しくは公益事業のため必要があると認められるとき又は造林に支障がないと認められるときは、乙は甲と協議のうえ、造林地を貸し付け又は使用させることができる。

2　前項の規定により貸し付け又は使用させた場合の貸付料は甲の収入とする。

（造林木以外の樹木等の帰属）

**第17条**　乙が造林に着手した後、天然に生育した樹木及び造林に着手する前から存立する樹木（別途甲のものとして存置することと定めたものを除く。）で、造林木とともに生育させるものは造林木とみなす。

なお、乙が造林に着手するまでに甲が収去しなかった樹木は前記括弧書きのもののほか、乙が除去しても、あるいは造林木とともに生育させても甲は異議を申し立てない。

（収益分収の方法）

**第18条**　造林による収益は甲40％、乙60％の割合によって分収する。

2　第1項の規定による分収は造林木の売払代金をもってあてる。ただし、特に必要があるときは、当事者協議のうえ材積によってなすことができる。

3　前項の確定は経営計画に基づき乙が行う。

（造林木の共有）

**第19条**　造林木は、甲乙両者の共有とし、共有の持分の割合は、前条の収益分収の割合に等しいものとする。

（造林木の間伐及び主伐の時期、販売方法等）

**第20条**　造林木の間伐及び間伐木の販売の時期は、甲の意見をきいて乙が決定する。

**第21条**　造林木の主伐の時期は、原則として7令級の林分を対象とし、地上権の存続期間内において経営計画に基づき乙が決定する。

**第22条**　造林木の販売予定価格及び販売方法は、当事者が協議のうえ決定する。

2　この場合、乙は素材の最寄市場価格を基礎として、算出した販売予定価格を定める。

**第23条**　収益の分収は、間伐木及び主伐木の販売の都度、その代金から販売に要した費用（伐木、造林運搬等を行った場合は、これに要した費用を含む。）を差し引いたものについて行う。

**第24条**　主伐木について収益の分収が完了した後において、造林木の買受人がその買い受けた造林木に関する権利を放棄したため造林地に造林木が残置された場合、その造林木の所有権は甲に帰属する。

（持分の譲渡禁止）

**第25条**　土地所有権及び造林木の共有持分は、相互に相手方の承諾を得なければこれを譲渡し、又は担保に供することができない。

（契約の失効）

**第26条**　この契約は、次の場合に全部又は一部についてその効力を失なう。

⑴　第14条の場合、再造林を行うことについて協議がととのわないとき。

⑵　公用又は公益事業のため、造林地の全部又は一部を造林の目的に使用することができなくなったとき。

⑶　当事者のいずれかがこの契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において他の当事者が契約の解除を要求したとき。

2　前項第3号の規定により、契約が効力を失なう場合において契約の条項に違反した当事者は、他の当事者の収益分収額が契約により、そのものが支出した金額とこれに対する複利計算による年6分の利息に相当する金額との合算額に達しないときは、その者にその合算額からその分収額を控除した額に相当する金額を支払わねばならない。

**第27条**　この契約を締結するために必要な手続は、当事者が協力して行うものとし、手続を行うために要する費用は乙が負担する。

**第28条**　この契約の条項に定めのない事項については必要に応じ当事者が協議のうえ定める。

**第29条**　この契約の履行について当事者の意見が一致しない場合には、宮崎県知事に申し出てそのあっせんを受けるものとする。

**第30条**　この契約について当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は、宮崎地方裁判所とする。

**第31条**　この契約を証するため、正本2通を作成し当事者各1通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1,747番地

右代表者　椎葉村長　　　　　　　　印

県　　郡　　　　村大字　　　　　番地

土地所有者　　　　　　　　印